平成２３年（フ）第１８号
熊本県合志市幾久富1758番地310
債務者　生魚あけみ
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１３８号
熊本市出仲間９丁目１番23号
債務者　後藤　達雄
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１３９号
熊本市出仲間９丁目１番23号
債務者　後藤　明美
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１７５号
熊本県菊池郡菊陽町花立３丁目５番１―103号　ロイヤルハイツ笠
債務者　荒井　裕太
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１７６号
熊本市長嶺南２丁目８番22　シャトレ長嶺106号室
債務者　立尾真由美
1　決定年月日時　平成23年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４４号
青森県黒石市大字牡丹平字福民西58番地１
債務者　村上　久雄
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２０５６号
愛知県半田市瑞穂町６丁目７番地の10　県営半田康衛住宅505号
債務者　岩元　知史
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８号
山口県長門市油谷新別名724番地２、前住所山口県長門市油谷新別名538番地６
債務者　小西美智子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第３２号
青森県八戸市城下３丁目10番３号　馬渡住宅２号、前住所青森県八戸市売市３丁目１番17号　ハイツ売市２号山本愛津美方
債務者　武田　佳織
1　決定年月日時　平成23年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１６３号
千葉県君津市上新田30番地
破産者　山口とみ子
1　決定年月日　平成23年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第７７号
宮城県登米市迫町北方字新二番江228番地２
破産者　佐々木和幸
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第４３５号
茨城県土浦市中荒川沖町12番13号
破産者　菅原　洋輔
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４２４号
群馬県高崎市下中居町232番地９レオパレスサンフラワーⅠ103号、破産開始決定時の住所群馬県佐波郡玉村町大字上茂木108番地
破産者　野原　亮夫
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６４３号
群馬県前橋市表町２丁目20番７―609号　リブグリーンロード
破産者　神田橋研治
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第８５９号
さいたま市浦和区常盤３丁目１番１号803
破産者　田村　真人
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９１５号
埼玉県川口市大字大竹262番地の９、旧住所埼玉県川口市大字安行原930番地の34　グリーンタウン安行東７―501
破産者　鶴見　明美
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１２６号
埼玉県戸田市本町１丁目19番12―302号
破産者　阿部　美鈴
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１７３号
埼玉県桶川市末広１丁目４番11号　グランデール・シマ301号
破産者　大楽　光徳
1　決定年月日　平成23年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係